



平成28年8月30日

各 位

会 社 名 東武鉄道株式会社
代 表 者 名 取締役社長 根津 嘉澄
(コード番号 9001 東証第1部)
問 合 せ 先 財務部課長 竜江 義玄
(TEL 03-5962-2176)

第111回無担保社債の発行について

当社は、平成28年3月23日開催の取締役会において、国内普通社債の発行を決議いたしました
が、その発行条件が下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

第111回無担保社債（15年債）

- | | |
|------------------|--|
| (1) 社債の名称 | 東武鉄道株式会社第111回無担保社債（社債間限定同順位特約付） |
| (2) 募集総額 | 金100億円 |
| (3) 各社債の金額 | 金1億円 |
| (4) 利 率 | 年0.580% |
| (5) 発行価格 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| (6) 償還金額 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| (7) 償還期日 | 平成43年9月5日 |
| (8) 利 払 日 | 毎年3月6日および9月6日
(平成29年3月6日を第1回の利払日とする。) |
| (9) 申 込 期 間 | 平成28年8月30日 |
| (10) 払 込 期 日 | 平成28年9月6日 |
| (11) 募 集 方 法 | 一般募集 |
| (12) 担 保 | 本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。 |
| (13) 社債等振替法の適用 | 本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。 |
| (14) 振 替 機 関 | 株式会社証券保管振替機構 |
| (15) 財 務 代 理 人 | 株式会社みずほ銀行 |
| (16) 引 受 人 | みずほ証券株式会社を主幹事とする引受証券団 |
| (17) 申 込 取 扱 場 所 | 引受会社の本店および国内各支店 |

以 上